

市立高教組ニュース

第 4 号 2016 年 11 月 28 日(月) 発行

発行 仙台市立高等学校教職員組合
〒980-0803 仙台市青葉区国分町3-10-10
仙台市国分町分庁舎 Tel. (022) 262-2289
書記長 笠原 好修

確定闘争妥結

仙台市当局の最終回答

市労連確定交渉は 11 月 14 日(月) 人事委員会の勧告については、完全実施を約束させた上で、以下のように最終回答が出されました。

最終回答

1. 再任用職員の給料格付けについては、年金支給開始年齢がさらに引き上げられる状況も踏まえ、平成 29 年度に具体の協議を行うこととしたい。
2. 超過勤務の縮減についてはその取り組みに努めるものとし、具体的な取り扱いについては必要に応じ単組ごとに意見交換したい。
3. 昇給、期末勤勉手当の運用見直しに係る諸課題については、年度内に一定の結論が得られるよう引き続き協議したい。
4. これ以外の項目については、これまでの回答でご了解願いたい。

以上

市労連としては、再任用賃金が他都市と比較しても低い事から、3 級の格付けを要求。市当局は 3 級に格付けすると、他都市比較で、高くなる事から難色を示していました。しかし、当局は交渉の中で仙台の再任用賃金が低いことは認識しているとの発言をしており、総務局長も「年金支給開始年齢がさらに引き上げられる状況も踏まえ」という言葉を入れることにこだわった。一方、市労連では「具体的な協議」という言葉を入れて欲しいと要求したところ、上記の回答文を引き出すことが出来ました。これにより、来年度は再任用賃金について、なんらかの改定を行うことを約束させた形になりました。

超過勤務の縮減については、人事委員会勧告を受けて、仙台市当局でも何とかしなければいけないという意思を表明したと受け止めています。時間外勤務手当の出ない教育職についても、多忙感の解消は喫緊の課題とであることから、これまでのように、現場からの具体的提案を待つばかりではなく、市教委や管理職もこの問題に本気になって取り組み、職場の雰囲気を変えることから始めて欲しいと考えています。これについては、11 月 24 日(木)に行われた人事問題懇談会でも組合の考えを伝えて来ました。

給料表の改定に伴う賃金の改定については、平成 28 年 4 月 1 日に遡って行われますが、現給保障で支給額に変化のない職員(全職員のおよそ 86%)については、給料差額が吸収するので実支給額に変化はありません。勤勉手当の +0.1 月については、今年度のみ 12 月期に加算されますが、昨年と同様に一時金支給額は変わらず、年末に差額として支給される見込みです。

常勤講師待遇の大幅改善へ向けて

確定交渉と並行して進められていた常勤講師問題ですが、仙台市への権限移譲をきっかけに大幅な改善となる可能性があります。常勤講師は臨時的任用職員という位置づけで、日給月給制であり、休暇や諸手当がほとんどありません。仙台市教職員組合は、小中学校に在籍する多くの常勤講師を現在の臨職の枠に当てはめることは出来ないとして、市教委と交渉を重ねる中で、賃金については年収ベースで比較したときに県が支給していた額を下回らないようにするとの回答を引き出しました。この成果により、市立高等学校の常勤講師も県立高校の常勤講師並みの給与が支給される見通しとなりました。(大卒で即常勤講師になった場合、給料月額が 296,800 円程度。ただし、臨職であることに変わりはないので、期末勤勉手当は支給されません。)

勤務条件についても、出来るだけ正職に近づけるよう、人事問題懇談会で要求をして来ました。それに対して市教委では、年度初めに、給与や勤務条件について文書で本人に通知し、制度についても出来るだけよいものを作っていくとの前向きな回答をしています。時間はあまり残っていませんが、引き続き協議を行っていきたくて考えております。

※組合へ加入希望の方は、このニュースの裏面が加入申込書になっておりますので、必要事項を記入して、お近くの組合員までお渡しください。1人で悩まず組合へ！

組合加入申込書

私は、教職員の勤務条件の維持改善と経済的社会的地位の確立を図るとともに、教育の民主的建設及び組合員の機能的識見の向上を図り文化の進展に寄与するために加入を申し込みます。

(フリガナ)

氏名

印

(生年月日 19 年 月 日)

2015年 月 日

宮城県高等学校・障害児学校教職員組合執行委員長 殿

勤務校	職名	
	教職勤務年数	年 月